

## 令和6年度第12回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年3月11日（火）午後1時35分 から 午後3時23分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		15番	栗島	和子
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		21番	瀬端	洋
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4、欠席委員（1人）

3番 永井 尚子

## 5、議事日程

### 1、開会

### 2、議事録署名委員の指名

### 3、議案

議案第 69号	農地法第3条の規定による許可について
議案第 70号	農地法第4条の規定による許可について
議案第 71号	農地法第5条の規定による許可について
議案第 72号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第 73号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第 74号	筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について

### 4、報告

報告第 56号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
報告第 57号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第 58号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第 59号	農地法第4条の制限除外について
報告第 60号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
報告第 61号	非農地判断について

### 5、閉会

## 6、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整係 主任	長津 恵美子
農地調整課庶務調整係 主任	廣瀬 崇

## 7、会議の概要

議長

それでは、只今より、令和6年度第12回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は23名であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、3番 永井 尚子委員 です。

会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、中澤課長、市村補佐、板橋主任、廣瀬主任、長津主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、2番・高島 敏男委員と4番・岩淵 進委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。

次に、日程第3 議案第69号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

廣瀬主任より説明させます。

廣瀬主任

議案第69号、農地法第3条の規定による許可について、令和7年3月11日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番から4ページ11番は保留となります。

番号：12番、権利：所有権移転有償、所在：樋口字南宿、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：606㎡、譲渡人又は貸主：筑西市樋口、譲受人又は借主：筑西市樋口、経営面積、渡人：1,575㎡、受人：5,170㎡、受人の労力総数及び稼働数：2、2。

なお、本申請に対し取下願が提出されております。

次のページをお願いします。

13番は保留となります。

14番、所有権移転有償、灰塚字北、畑、畑、301㎡、外4筆、合計5筆、合計面積13,208㎡、下妻市大園木、筑西市栗島、301㎡、819,076.5㎡、5、5。

15番、所有権移転有償、茂田字前田、畑、畑、165㎡、外3筆、合計4筆、合計面積2,768㎡、筑西市茂田、筑西市茂田、9,480㎡、18,195㎡、1、1。

次のページをお願いします。

16 番、所有権移転有償、茂田字前田、田、田、1,209 m<sup>2</sup>、筑西市茂田、筑西市茂田、5,404 m<sup>2</sup>、18,195 m<sup>2</sup>、1、1。

17 番、所有権移転有償、木戸字磯山、畑、畑、426 m<sup>2</sup>、筑西市下岡崎、筑西市一本松、10,293 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、2、2。

18 番、所有権移転無償、深見字館野、畑、畑、595 m<sup>2</sup>、筑西市深見、筑西市深見、1,190 m<sup>2</sup>、1,190 m<sup>2</sup>、2、2。

19 番、所有権移転有償、門井字星の宮、田、田、3,701 m<sup>2</sup>、水戸市上国井町、筑西市久地楽、81,612 m<sup>2</sup>、294,089 m<sup>2</sup>、2、2。

次のページをお願いします。

20 番、所有権移転有償、桑山字拾六番耕地、畑、畑、975 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,966 m<sup>2</sup>、水戸市上国井町、筑西市桑山、81,612 m<sup>2</sup>、62,895 m<sup>2</sup>、3、3。

21 番、所有権移転有償、茂田字裏畑、畑、畑、1,647 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 3,589 m<sup>2</sup>、千葉県八千代市大和田新田、筑西市茂田、3,700.84 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、2、2。

22 番、所有権移転有償、飯島字村東、田、田、1,491 m<sup>2</sup>、筑西市飯島、筑西市飯島、104,110.63 m<sup>2</sup>、20,348.91 m<sup>2</sup>、4、4。

23 番、所有権移転有償、飯島字久保、畑、畑、406 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 418 m<sup>2</sup>、筑西市飯島、筑西市飯島、20,348.91 m<sup>2</sup>、104,110.63 m<sup>2</sup>、2、2。

次のページをお願いします。

24 番、所有権移転有償、寺上野字白裕、畑、畑、109 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 741 m<sup>2</sup>、筑西市寺上野、筑西市赤浜、4,159 m<sup>2</sup>、364,996.11 m<sup>2</sup>、1、1。

25 番、所有権移転有償、寺上野字白裕、畑、畑、234 m<sup>2</sup>、外 5 筆、合計 6 筆、合計面積 1,542 m<sup>2</sup>、筑西市寺上野、筑西市赤浜、6,271 m<sup>2</sup>、364,996.11 m<sup>2</sup>、1、1。

26 番、所有権移転有償、西石田字和見山、田、田、596 m<sup>2</sup>、筑西市西石田、筑西市旭ヶ丘、1,254 m<sup>2</sup>、559,130 m<sup>2</sup>、4、4。

次のページをお願いします。

27 番、使用貸借権、布川字房山、畑、畑、2,370 のうち 2,366.61 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 5,540.18 m<sup>2</sup>、筑西市布川、筑西市玉戸、29,597 m<sup>2</sup>、53,415.87 m<sup>2</sup>、1、1。

- 28 番、使用貸借権、布川字房山、畑、畑、297 のうち 296.75 m<sup>2</sup>、筑西市布川、筑西市玉戸、67,230 m<sup>2</sup>、53,415.87 m<sup>2</sup>、1、1。
- 29 番、使用貸借権、布川字房山、畑、畑、455 のうち 454.38 m<sup>2</sup>、筑西市布川、筑西市玉戸、19,552 m<sup>2</sup>、53,415.87 m<sup>2</sup>、1、1。  
次のページをお願いします。
- 30 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字下本田、畑、畑、705 m<sup>2</sup>、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 2,748 m<sup>2</sup>、筑西市木戸、筑西市井上、6,988 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、2、2。
- 31 番、所有権移転有償、木戸字宮本、畑、畑、1,961 m<sup>2</sup>、筑西市木戸、筑西市木戸、6,988 m<sup>2</sup>、2,203.33 m<sup>2</sup>、2、2。
- 32 番、所有権移転有償、小栗字稻荷、田、田、3,602 m<sup>2</sup>、栃木県真岡市八木岡、筑西市小栗、431 m<sup>2</sup>、10,419 m<sup>2</sup>、2、2。
- 33 番、所有権移転有償、関本上字天照、田、田、623 m<sup>2</sup>、下妻市平方、筑西市関本下、1,939 m<sup>2</sup>、108,137.93 m<sup>2</sup>、3、3。  
次のページをお願いします。
- 34 番、所有権移転有償、関本上字天照、田、田、1,316 m<sup>2</sup>、下妻市平方、筑西市江、1,939 m<sup>2</sup>、43,099 m<sup>2</sup>、1、1。
- 35 番、所有権移転有償、花橋字無、畑、畑、988 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,437 m<sup>2</sup>、筑西市花橋、結城市大字今宿、2,437 m<sup>2</sup>、49,765.51 m<sup>2</sup>、1、1。
- 36 番、所有権移転有償、寺上野字白裕、畑、畑、126 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 342 m<sup>2</sup>、土浦市乙戸、筑西市赤浜、7,450 m<sup>2</sup>、364,996.11 m<sup>2</sup>、1、1。
- 37 番、所有権移転有償、寺上野字新田、畑、畑、2,105 m<sup>2</sup>、外 4 筆、合計 5 筆、合計面積 9,614 m<sup>2</sup>、つくば市西高野、筑西市赤浜、9,614 m<sup>2</sup>、364,996.11 m<sup>2</sup>、1、1。  
次のページをお願いします。
- 38 番、所有権移転有償、樋口字杉下、畑、畑、234 m<sup>2</sup>、筑西市樋口、筑西市樋口、3,617 m<sup>2</sup>、24,235 m<sup>2</sup>、3、2。
- 39 番、所有権移転有償、東保末字前畑、田、田、2,923 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 5,504 m<sup>2</sup>、筑西市海老江、筑西市築地、21,702 m<sup>2</sup>、69,979 m<sup>2</sup>、1、1。
- 40 番、所有権移転有償、伊讚美字下原、田、田、958 m<sup>2</sup>、筑西市飯島、筑西市飯島、14,387 m<sup>2</sup>、104,110.63 m<sup>2</sup>、2、2。

以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。  
受付番号14番から、調査委員の報告をお願いします。

高橋 修  
委員

14番、高橋です。  
私からは14番、26番、38番について報告いたします。  
まずすべて2月25日に書類審査を行い、同日から翌日にかけて電話連絡をしました。

14番について、渡人の該当者死亡による相続財産清算人の弁護士に確認したところ、申請のとおりとのことでした。受人は地域で有数の大規模農業者で、経営規模拡大のためと、申請のとおり間違いのないとのことでした。

26番につきましても、受人と渡人の方にそれぞれ電話連絡をしたところ、申請のとおり間違いのないとのことでした。

38番についても、受人と渡人の方にそれぞれ電話連絡をしたところ、申請のとおり間違いのないとのことでした。

いずれも書類に不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

15番、お願いします。

大林富子  
委員

20番、大林です。  
15番、16番、21番の3件について報告いたします。  
2月25日に書類審査を行い、後日、受入・渡人それぞれに電話にて確認しました。

まず15番ですが、渡人は耕作しておらず、受人の耕作地に近いという理由で契約が決まり、渡人・受入とも内容に間違いのないとのことでした。

次に16番ですが、受人は15番と同一人です。

渡人の田を借りて耕作していましたが、今回の契約になったそうで、渡人・受入とも内容に間違いのないとのことでした。

最後に21番ですが、渡人は住まいが遠距離で耕作できないという理由で、近隣の受入への契約となり、渡人・受入とも内容に間違いのないとのことでした。

以上、15番、16番、21番の3件とも書類にも不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

17番お願いします。

齊藤一弥  
委員

8番の齊藤です。

17番、30番、31番を報告いたします。

2月25日に、関城支所におきまして書類審査を行い、後日、電話または本人に確認しております。

17番ですが、受人はタイ国籍の方で、日本語が上手なものですから、本人と直接確認がとれました。この申請地の近くにですね、最近タイのお寺ができたんです。そのタイのお寺の絡みで、この土地を購入するということです。

何にお使いになりますかと聞きましたところ、パパイアを作るということでした。

30番と31番、渡人が同一ですので合わせて報告します。

30番は、双方に電話で確認しましたところ、受人は中国の方でして、本人に電話で確認いたしました。

渡人は、高齢ですので、農業縮小するということでした。

30番の受人は野菜、ネギをつくって、ご自分で経営している中国料理店で使うということでした。

31番の受人は、定年が間近なため、その後、野菜を作りたいということで、この畑を購入するということでした。

3件とも、許可相当と思われませんが、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

18番お願いします。

瀬端洋  
委員

21番、瀬畑がご報告申し上げます。

18番、40番の案件についてご報告申し上げます。

まず18番ですけれども、先月25日に書類審査を行いました。

書類に不備はありませんでした。

後日、渡人・受人に電話をして確認したところ、渡人・受人は親子の関係でありまして、親が子に土地を譲るという形でありました。

それから40番につきましては、渡人は土地を売りたいと思っていたということでございます。近くの受人が知り合いだったので、その人を買ってもらえればということで相談したところ、このような形で土地を売買できたということございました。

両者とも書類に不備はなく、許可相当かと思われすけれども、さらなる皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長

19番お願いします。

岩渕 進 委員	<p>4 番、岩渕です。</p> <p>3 条の 19 番の案件を報告します。</p> <p>先月 26 日、書類審査を行いました。</p> <p>渡人は農林振興公社で、問題ないと思われます。受人は協和地区で指折りの大規模農家です。</p> <p>申請内容に間違いないと、本人に直接会って確認いたしました。</p> <p>書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方のさらなる審議をお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>20 番お願いします。</p>
蓮沼俊男 委員	<p>23 番蓮沼が報告します。</p> <p>先月 26 日に書類審査をいたしまして、受け手の方に電話で確認いたしました。</p> <p>この案件は振興公社と地域の担い手との売買ということで、問題なかろうかと思いますが、皆様のさらなる審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>22 番お願いします。</p>
國府田 喜久男 委員	<p>13 番、國府田です。</p> <p>22 番、23 番を報告いたします。</p> <p>25 日に書類審査をいたしまして、電話で確認いたしました。</p> <p>受人と渡人の関係は親族でありまして、有償ではありますが、耕作しやすいように土地を交換したような感じです。問題ないと思います。</p> <p>許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>24 番お願いします。</p>
齊藤秀樹 委員	<p>6 番齊藤です。</p> <p>24 番、25 番、36 番、37 番、39 番、以上 5 件についてご報告いたします。</p> <p>2 月 26 日に書類確認、その後、双方に電話で確認しました。</p> <p>24 番、25 番、36 番、37 番は、受人が同じであります。</p> <p>最初に 24 番についてですが、以前より受人が耕作していて、規模拡大のために売買となるそうです。</p> <p>続いて、25 番・36 番はどちらも違う受人が耕作していましたが、その耕作者が農業をやめて受人に土地を買ってもらうってことを聞きまして、それではということで、25 番・36 番の方が、受人に土地を買ってもらうということで話が進んだそうです。</p> <p>次に 37 番ですが、渡人が土地を手放すとのことから、近所で耕作していた受</p>

が、買いたいということで売買となるそうです。この受人は法人で、大規模に農業経営されております。

最後に、39 番になります。

こちらは、以前から受人が耕作してしまして、経営も順調で、規模拡大のために売買となるそうです。

以上 5 件、書類の不備もなく、双方に確認もとれているため、許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 27 番お願ひします。

関口 均 1 番、関口です。

委員 27 番、28 番、29 番について発表いたします。

先月 25 日に書類審査をし、後日電話で、受人にだけ聞き取り調査をしました。渡人はすでに調査済みです。27 番、28 番、29 番については、再契約であって、まったく前回と同一であることを確認いたしました。

よって、当案件 27 番、28 番、29 番は許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願ひいたします。以上です。

議 長 32 番お願ひします。

秋山員宏 18 番、秋山が報告をいたします。

委員 先月 26 日に書類審査を行い、後日、渡人・受人に電話で話を聞きました。

今回申請のあった土地ですが、渡人が相続で得た土地であります。耕作する意思もなく、どうしようか悩んでいたそうです。

古くからの知人に相談したところ、受人を探してくれたそうです。受人は自宅に近いこともあり、今回買うことになったそうです。

申請内容に不備もなく、許可相当かと思われますが、皆様方のさらなるご審議をお願ひいたします。以上です。

議 長 33 番お願ひします。

栗島菊雄 10 番、栗島です。

委員 33 番、34 番、35 番、この 3 件をご報告申し上げます。

先月の 25 日に書類審査をし、後日、双方に申請内容の確認をして参りました。

33 番と 34 番は渡人が同一人です。今まで両方とも受人が耕作していたのですが、渡人の方から所有権移転の話が出て、それで今回の申請になりました。

35 番は、やはり以前より受人が耕作していたんですが、渡人の方から所有権移転の話があり、今回の申請になりました。

	書類にも不備がなく、許可相当と判断して参りました。以上です。
議長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします。
委員	「異議なし」
議長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
	議案第69号 受付番号12番、及び14番から40番を採決いたします。
	議案第69号 受付番号12番を取り下げとし、14番から40番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	挙手全員。議案第69号 受付番号12番を取り下げとし、14番から40番を原案どおり許可することに決しました。
	次に、議案第70号「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。
	それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	板橋主任より説明させます。
板橋主任	議案書13ページをお願いいたします。 議案第70号、農地法第4条の規定による許可について、令和7年3月11日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。 次のページをお願いします。
	番号:1番、所在:木戸字宮本、登記簿地目:畑、現況地目:畑、面積:709㎡、申請人:筑西市木戸、転用事由:農業用倉庫。 申請地は、関東鉄道常総線黒子駅の南側約1.1km、国道294号線の西側約1kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。 申請者は、申請地に隣接する土地に居住し農業を営んでおります。今般、規模拡大に伴い農業用倉庫が必要になったことから申請するものです。 以上です。
議長	只今、事務局より説明がありました。 受付番号1番について調査委員の報告をお願いします。

齊藤一弥  
委員 8番の齊藤です。  
先月25日に、書類審査、その後、現地確認をいたしました。  
たまたまお会いする機会があったので、そのときに事情を聞きましたところ、この隣接地に古い納屋があるんですが、そちらがもう手狭になったので、申請地に農業用の倉庫を作るというお話でした。  
書類に不備もありませんので、許可相当と思われますが皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。  
  
議案第70号 受付番号1番を採決いたします。  
  
議案第70号 受付番号1番は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。議案第70号 受付番号1番は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。  
  
次に、議案第71号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。  
それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 板橋主任より説明させます。

板橋主任 議案書15ページをお願いいたします。  
議案第71号、農地法第5条の規定による許可について、令和7年3月11日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。  
次のページをお願いします。  
  
1番から3番は保留となります。  
17ページをお願いします。

番号 4 番、権利：所有権移転有償、所在：中館字曲松、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：363 m<sup>2</sup>、外 10 筆、合計 11 筆、合計面積 7,162 m<sup>2</sup>、譲渡人又は貸主：筑西市中館 外 2 名、譲受人又は借主：栃木県足利市寺岡町、転用事由：太陽光発電設備。

申請地は、市立中小学校の南東側約 200m、国道 294 号線の東側約 330m に位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

次のページをお願いします。

5 番については申請要件に不備があったため、申請人により取下願が提出されております。

6 番、所有権移転無償、上平塚字大野原、山林、畑、397 m<sup>2</sup>、神奈川県相模原市緑区佐野川、筑西市甲、自己住宅。

申請地は、下館総合体育館の北側約 200m、市立五所小学校の南西側約 1.4 k m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の住宅に居住しておりますが、家が狭くなってきたことと、母親が高齢になったことからバリアフリーの家の新築を計画したとのことです。しかし、土地が借地であることから新築が難しく、申請地に自己住宅を建築すべく申請するものです。

7 番、所有権移転無償、井出蛭沢字蛭澤、畑、畑、499 m<sup>2</sup>、筑西市井出蛭沢、筑西市新治、自己住宅。

申請地は、国道 50 号線の北側約 1.2 k m、市立協和中学校の北西側約 1.5 k m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は現在市内の借家にて生活しておりますが、将来を考え新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

8 番、賃貸借権、下野殿字西久保、畑、雑種地、371 m<sup>2</sup>、結城市大字上山川、筑西市下野殿、資材置場。

申請地は、県道谷和原筑西線の西側約 180m、関東鉄道常総線大田郷駅の南東側約 1.1 k m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は申請地に隣接する土地で製造業を営む法人で、事業拡大に伴い資材置場が不足したことから申請するものです。なお、土地にはすでに砕石が敷設されており、このことについて始末書が添付されております

次のページをお願いします。

9 番、所有権移転有償、小埜字北、田、田、499 m<sup>2</sup>、筑西市小埜、栃木県小山市

大字横倉、自己住宅。

申請地は、市立五所小学校の東側約 1.5 km、国道 294 号線の西側約 1.5 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は現在市外の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったため、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

10 番、所有権移転有償、小川字前原、田、田、323 m<sup>2</sup>、筑西市小川、筑西市下川島、自己住宅。

申請地は、JR 水戸線川島駅の北側約 1.1 km、県道小川川島停車場線沿いに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の実家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

11 番、所有権移転有償、寺上野字須久保塚、畑、畑、2,617 m<sup>2</sup>、筑西市寺上野、筑西市寺上野、車両置場。

申請地は、県立明野高等学校の南側約 1.1 km、県道つくば真岡線の西側約 700 m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、申請地に隣接する土地で中古自動車販売を行う法人です。事業拡大に伴い車両置場が不足したことから申請するものです。

12 番、所有権移転無償、舟生字上木有戸、畑、畑、499 m<sup>2</sup>、筑西市舟生、栃木県下都賀郡野木町大字友沼、自己住宅。

申請地は、県道筑西三和線の西側約 150m、筑西市役所関城支所の北側約 1.6 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の社宅にて生活しておりますが、婚姻に伴い自己住宅の建築を計画し申請するものです。

次のページをお願いします。

13 番は保留となります。

次のページをお願いします。

14 番、使用貸借権、西山田字宿東、山林、畑、7,530 m<sup>2</sup>、外 9 筆、合計 10 筆、合計面積 29,792 m<sup>2</sup>、筑西市五所宮、外 5 名、水戸市笠原町、一時転用、埋蔵文化財調査。

申請地は、市立五所小学校の北西側約 1.1 km、下館第 1 工業団地の西側に隣接する広がりのある農地の第 1 種農地です。

申請者は市外に拠点のある公益財団法人です。申請地については、現在工業団地を造成する計画があり、埋蔵文化財の試掘調査を実施した結果、宿遺跡が発見されたことから本掘調査を行うため申請するものです。

次のページをお願いします。

15番、所有権移転無償、辻字西原、畑、畑、475㎡、筑西市辻、結城市大字鹿窪、自己住宅。

申請地は、県立下館工業高校の南西側約1.8km、県道筑西三和線の東側約1kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、婚姻に伴い自己住宅の建築を計画し申請するものです。

16番、賃貸借権、下野殿字佛前、畑、畑、874㎡のうち76.29㎡、外1筆、合計2筆、合計面積238.04㎡、筑西市下野殿 外1名、筑西市下野殿、一時転用、選挙事務所駐車場。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の南東側約1.4km、県道谷和原筑西線沿いに位置する広がりのある農地の第1種農地です。

申請者は、選挙事務所の設立にあたって一時的に駐車場の確保が必要になったことから申請するものです。

17番、使用貸借権、中上野字中島山、畑、畑、468㎡、筑西市中上野、筑西市中上野、自己住宅。

申請地は、県道下妻真壁線の西側約400m、県立明野高等学校の南西側約1.8kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在申請地付近の実家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから自己住宅を新築すべく申請するものです。

以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。  
受付番号4番から、調査委員の報告をお願いします。

高橋 修  
委員

14番高橋です。  
4番について報告いたします。  
2月25日に書類審査及び現地確認を実施しました。  
同日、渡人の相続人代表者を含め3人の方と、受人にそれぞれ電話連絡をしたところ、申請のとおり間違いがないということでした。

ただ、渡人のひとりから、「この案件は以前に申請しましたが、渡人の中に申請中に亡くなった方がいました。その場合相続人の同意が必要ということで、書類だけの申請し直しが必要と聞き、今回の申請となりました。

そういうことで、以前の申請の際に、現地はすでに確認されており、そのときに農業委員の方からの確認の連絡も来ています。それなのに、また確認の連絡ですか。たびたびの確認で、二度手間もかけるのはどうなのでしょう。

ただでさえこの件は数年かかっているの、これから市の設置許可がいつ出る

のだろうか」と、とても不審に思います。」

という話がありました。

私からもですね、1度現地は確認されている場合、事前に内容を知らせていただきたいですし、さらに、効率よい調査を要望するところがございます。

書類については不備もなく、それぞれ許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

6番お願いします。

高島敏男  
委員

2番高島です。

6番を報告いたします。

先月、書類を審査し、現地を確認しました。

約1反5畝ぐらいの畑を分割して、まず最初に、贈与したいっていうことでやったそうです。

残りの方もゆくゆくは売買していきたいっていうようなことです。

書類にも不備がなく、許可相当と思います。さらなるご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議長

7番お願いします。

稲見  
くに子  
委員

16番稲見です。

7番について報告します。

2月26日、書類審査及び現地確認を行いました。

後日近くにお住まいの方なので、直接話を伺ってきました。

渡人と受人は祖父と孫の関係です。現地は渡人の家の前にある土地です。

周りには多くの家があります。

受人は現在アパート住まいをされており、自分の家を建てたいとのことで、祖父の土地を分けてもらい、家を建てたいとのことでした。

書類に不備もなく、許可相当かと思われませんが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

8番お願いします。

関口 均  
委員

1番、関口です。

8番、16番について報告いたします。

先月25日に、書類審査と現地調査を行い、後日電話で確認を行いました。

まず8番ですが、通りから入って南側に駐車場があって、その西側で資材が置いてあるところなんです。

この場所は、もう20年以上は過ぎている置き場です。

始末書も添付されています。

渡人は施設に入っていて、電話には兄が出て、間違いないということです。受人は、社長はいなく、担当者に間違いのないことを確認しました。

次に 16 番ですが、現地は事務所のある道路を挟んだ西側 76.29 m<sup>2</sup>と、同じく道路を挟んだ南側 161.75 m<sup>2</sup>です。渡人 2 人と、受人に、電話で提出された書類に間違いのないことを確認しました。

よって、当案件 8 番と 16 番は許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いします。以上です。

議長 9 番をお願いします。

坂入 進 5 番、坂入です。  
委員 5 条の 9 番と 14 番を報告いたします。  
双方とも、先月 25 日に、書類審査及び現地確認を行いました。

9 番は、甥と叔母の関係でございます。

14 番が、これは埋蔵文化財調査でありまして、場所は工業団地の隣に属しております。受人は広域の開発公社となっております。

双方とも、書類に不備もなく、渡人・受人に電話による確認もいたしました。両方とも問題ないと思われませんが、さらなる皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

議長 10 番をお願いします。

瀬端 洋 21 番、瀬畑がご報告申し上げます。  
委員 去る先月 25 日に、書類審査並びに現地調査を行いました。  
後日、渡人・受人に電話で確認したところ、渡人は、もうすでに何年も前から農家をやっていませんでした。この土地を耕作放棄地にしていけないし、道路に面した市街化区域の良い土地なので売買したいと思っていたところでした。  
受人の方は家を建てたいということで、不動産屋さんに頼んでいたところ、今回の契約になったということでございます。

書類に不備もなく、現地も問題ありませんので、許可相当かと思われますけどもさらなる皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 11 番をお願いします。

齊藤秀樹 6 番齊藤です。  
委員 11 番と 17 番をご報告します。  
2 月 26 日に書類確認と現地確認をして、その後、連絡をして確認が取れました。

まず 11 番ですが、すでに隣の土地があるんですが、そちらに事務所兼車両置き場がありまして、11 番の土地を挟んで、向こう側も他の会社の車両置き場がありました。他の農地に影響を及ぼすこともなかったです。

次に 17 番ですが、親子の関係の使用賃借権の案件です。自宅の前に子の自宅を建設予定とのことで申請されました。周囲には、新しく建設された住宅もありました。

以上 2 件、同行した委員さん方も許可相当とのことでしたが、書類の不備もないことを踏まえ、さらなる皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

議 長

12 番、お願ひします。

竹内紀男  
委員

12 番、竹内です。

12 番について報告いたします。

2 月 25 日に書類審査及び現地確認をいたしました。

後日、受人と渡人にそれぞれ電話連絡したところ、申請どおり間違いのないことでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願ひいたします。以上です。

議 長

15 番、お願ひします。

栗島和子  
委員

15 番、栗島です。

15 番についてご報告いたします。

先月 25 日に、書類審査並びに現地調査を行いました。

後日、受人の方と渡人の方に電話で確認しました。受人の方には連絡がつき、確認することができましたが、渡人の方は何回か電話しても、連絡が取れませんでした。

書類に不備もなく、受人の方だけの確認ではありますが、さらなる皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

調査員の報告は以上でございます。

ご質疑がありましたらお願ひいたします。

國府田  
喜久男  
委員

1 つよろしいですか。

議 長

どうぞ。

國府田

20 ページ、5 条の 13 番についてです。

喜久男  
委員

この件は保留になりましたが、私が担当で調査した案件です。

この件で、受人には問題ないということを確認しました。

しかし、渡人のうちの2人は、有償でと言った覚えはないということを書いていたんですね。この2人の渡人が言っていたのは、この書類に乗っている人ではなく、ある不動産屋の違う人が来たということなんですよ。それで、そんな覚えはないということだったんです。

そのような話があったので、事務局と連絡をとり、委任状を受けた司法書士にも連絡をしたんですが、どうも回答が曖昧で、有償で渡したって方もまあ仕方がないのかなって感じだったんです。

そういうことで、これではもう許可できないということで、事務局と相談して、保留となりました。そういうことがありましたので、この案件の保留の経緯を皆様に報告させていただきたいと思います。

この件で、電話連絡はやっぱり必要だと改めて思いましたね。そういうことでこれ保留になりました。以上です。

宮山繁治  
委員

いいですか。

議 長

はい、どうぞ。

宮山繁治  
委員

19番宮山です。

これは、今日事務局の方で、答えられれば答えていただきたいのですが、先ほど、第5条の4番についてありましたが、以前現地調査したとか2回目だとかいうような情報を簡単に備考欄に書いてもらうことはできないのでしょうか。

やはり我々も電話で返答もらうときに、事情を知らないのはやっぱり困りますから、そういったことを具体的に簡単に備考欄にでも書いていただければいいのかなと思っています。

その辺は、次回の総会からどうなるんでしょうかね。

高橋 修  
委員

私からもいいですか。

議 長

どうぞ。

高橋 修  
委員

第5条の4番は、今回私が担当した案件です。

先ほど述べたようにですね、申請者は、前回は現地確認されて、また電話連絡が来たということを書いていました。

再申請の内容は、要するに申請者の中の1人がお亡くなりになって、相続人代表者の申請の出し直しが必要なんだというものです。

申請者は、「書類だけであるというふうに聞いていたのに、またさらに現地確認をして電話連絡をするというのはどういうことなんだ。」ということで強く言って

おり、事務局にも強く言ってくれということでした。

本人いわく、「今回の件は、結構長くかかっている案件なので、中には7～8反歩ある中の一部がもうすでに許可されて、もうお金も入っている。私どもの方はいつになってもこれ進まない。さらにこういう風に再度確認されるとなにをやつてんだと非常に不審に思う。よく事務局に伝えてくれ。」ということでした。

私からもですね、省けるのであれば、一度現地確認や電話連絡したものは、再度の現地確認や電話連絡を省いていいというふうな形をとっていただければ、相手側も不審にも思いませんし、そのようなことでやっていただければよろしいかなというふうに思います。

事務局長

中澤課長。

議長

課長どうぞ。

中澤課長

はい。今お話に上がっている案件については、再度書類の提出のみでということで、相続人と渡人さんの方にはお話をさせていただいておまして、かつ、前回現地調査済みということになっております。

そこで、先ほど要望があったとおり、備考欄にその旨を記載はさせていただきます。今後同様な案件についても、委員さんにわかるように備考欄に記入するように対応させていただきます。

次に、電話の対応についてですが、このような前回すでに電話確認が取れているような案件については、再提出された書類の確認がとれば、電話連絡を今回は省略しても大丈夫ですという旨を委員さんのお伝えさせていただきます。

もし、委員さんの方で何か聞きたいことがありましたら、事務局にその旨伝えていただければいいと思います。

そういったことで、ケースバイケースで対応させていただき、なるべく委員さんの負担も軽減できるように、行って参りたいと思います。

高橋 修  
委員

ちょっと誤解があるとあれなんすけど。

この話があった人は、相続人の方ではない申請人です。なので、なおさら書類だけでいいってことを聞いていたらしいので、今回の指摘になったそうなんです。

だから、今おっしゃったようにこれからしてもらえれば問題ないですが、相続人の方ではなく、別の3人の複数の方の中の1の方が、そういったことを仰っていたので、その辺の誤解がないようにお願いします。

議長

あと、何かご質問ございますか。

事務局長

ちょっとすいません。

議長

どうぞ。

事務局長

補足なんですけども、こういったケースに限らず、1年間見てきて、総会資料の備考欄が単なる欄になっていて、ほとんど何にも書いてない状況だったかと思えます。

それについては、課長に指導して、今回のようなケースに限らずある程度情報は、備考欄を活用して盛り込むようにということをしていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

議長

はい。齊藤委員さん、どうぞ。

齊藤一弥  
委員

すいません、8番の齊藤です。

この件じゃないんですけど。先々月だったか、申請者の本人確認ということで、事務局で各方面を調査してご報告いただけるということでしたが、どういうふうになっておりますか。

中澤課長

申し訳ありません。確定し次第報告させていただきます。その際は、近隣市町村の状況も含めて、次回には報告させていただきたいと思います。

議長

はい。そういうことですので、ご了承ください。

赤城委員さん、どうぞ。

赤城美子  
委員

7番、赤城なんですけども。

前回、本人確認云々って話がありましたよね。

本人確認ができなかったときは、農業委員が事務局に連絡して、それで、事務局から、間に入っている司法書士とかそういう人たちに連絡を取って、事務局の方から、本人確認してくれるという話があったと記憶しているんですけども。

今回、結局、本人確認ができなかったという人が、2、3人いましたよね。その場合、今回はどのような対応になりますか。

中澤課長

前回、連絡が取れない事案については、まず農業委員さんから事務局の方にご連絡していただき、連絡を受けた事務局は、申請者の方に電話しまして、内容を確認し、その旨を委員さんに伝えるということで、お話させていただいたかと思えます。

また、代理申請の場合、司法書士さんとかの代理申請の場合は、本人代理申請で委任状がついているんですけど、本人に確認するのかどうかというところは、やはり事務局の方から、改めて司法書士さんの方に連絡をして、そこで申請が間違いないという確認がとれば、その旨を委員さんの方に伝えていければと思います。

とりあえず、連絡がつかない案件については、事務局で確認できればと考えているんですが、もし、委員さんの方から何か不明な点等がございましたら、司法書士さんと申請者さんの方に電話番号聞いて、そこに繋がるように事務局から伝えたいと思います。

栗島菊雄  
委員

今、課長が答えてくれた内容は、事務局内で皆さんが話し合った結果の内容なんですか。課長個人の意見のように思えますが。

事務局の皆さんで話し合った結果を代表して、課長が答えてくれているならいいんですが、どうもそのように感じないのですが…。

議 長

じゃあ皆さん、課長さんに文書を作ってもらったらどうでしょうか。こういうときにはこういう対応にするというような文書を作ってもらった方がいいと思います。

後日文書にして出すということで、とりあえず今日はそれで了解してください。そういうことで、ひとつご了承願います。

案件に対しましては、異議ないでしょうか。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第71号 受付番号4番から12番及び14番から17番を採決いたします。

議案第71号 受付番号5番を取り下げとし、6番から12番、及び15番から17番は30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。議案第71号 受付番号5番を取り下げとし、6番から12番、及び15番から17番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

続いて、議案第71号 受付番号4番及び14番は30aを超える農地転用事案となります。

議案第71号 受付番号4番及び14番を許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。よって、議案第71号 受付番号4番及び14番は、原案どおり許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。  
長く続きますので、暫時休憩いたします。  
(休憩 午後2時37分)  
(再開 午後2時47分)

議長 次に、議案第72号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を上程いたします。  
それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 板橋主任より説明させます。

板橋主任 議案書の23ページをお願いいたします。  
議案第72号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、令和7年3月11日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。  
次のページをお願いします。  
番号1番、権利：賃貸借権、所在：布川字房山、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：455のうち0.62㎡、外4筆、合計5筆、合計面積8.06㎡、譲渡人又は貸主：筑西市布川 外2名、譲受人又は借主、東京都千代田区丸の内一丁目、一時転用、転用事由：営農型太陽光発電設備、使用貸借権から賃貸借権へ変更。  
申請地は、県立下館工業高校の南西側約1.3km、県道筑西三和線沿いに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。  
申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。本件一時転用については令和4年10月に許可済でございますが、今回権利の内容を使用貸借権から賃貸借権に変更するため申請するものです。

議長 只今、事務局より説明がありました。  
受付番号1番について、調査委員の報告をお願いします。

関口均委員 1番、関口です。  
農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてということになっておりまして当案件は手違いにより使用貸借から賃借権に変更したということで、再申請されました。  
よって今回も、当案件は許可相当と思われませんが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。  
宮山さんどうぞ。

宮山繫治委員 この渡人についてなんですが、9ページの第3条の27番、28番、29番で、同じ人がここで使用貸借になっているんですね。  
今回の第3条の27番、28番、29番は賃借権じゃなくて使用貸借権でいいんですか。

議長 板橋主任、どうぞ。

板橋主任 まず、72号の案件については、当初、令和4年10月に許可を取った際、そもそもその時から間違っていたってことです。向こうの計画としては、農地3条の部分を、本当は賃貸借でやりたかったんですけど、申請は使用貸借権で出たという話です。これは、使用貸借権で許可取っていたけど、本当は賃貸借権でやりたかったんですという申請です。

そして、3条の27番、28番、29番については、当初、賃貸借でやっていたのを使用貸借にしたいですよってということでの申請です。賃貸借で申請したのは間違っていて、本当は使用貸借にしたいですよってということでの申請です。

当初から向こうが持ってきたもの入れ替わって、逆になっていたみたいです。申請はそうになっていたため、それで許可したんですけど。  
今回は、申請が間違っていたから直すということの申請ですね

宮山繫治委員 いや、今回は受人が違うから、それは私の方では関知しないけれど、これが間違えたとなれば、また賃貸借に直さなくちゃなんないってということになりますからね。

板橋主任 一応申請自体はこの内容で出ているので、農業委員会としてはその内容とおりで。一応そこも確認はしていますので間違っていることはないと思うんですけども。

関口均委員 あれ、ちょっとすいません。  
これは提出した人、受人の方で間違っていたということですか。

板橋主任 これは、当時の申請者、受人・渡人双方での申請なので、どちらもというか…。まあ実質申請しているのはほぼ受人なんですけども。

関口均委員 私が受人に「どこで間違ったんですか。」と確認してみたところ、「農業委員会では間違ったんだ。」と言っていたので、農業委員会では間違わないだろうなと思っ

て。

板橋主任 当時の書類も確認したんですけど、農業委員会では当時の申請どおりで許可を出していますので、こちらで間違っただけではないと思います。

議長 そういうことでよろしいでしょうか。  
ご異議はございませんか。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第72号 受付番号1番を採決いたします。

議案第72号 受付番号1番は原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。よって議案第72号 受付番号1番は、原案どおり「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を許可することに、決しました。

次に、議案第73号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 板橋主任より説明させます。

板橋主任 議案書25ページをお願いいたします。

議案第73号、現況確認証明(非農地証明)について、令和7年3月11日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。  
次のページをお願いします。

番号1番、所在：中館字本田、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：202㎡、判定地目：宅地、利用状況：住宅敷地、所有者：筑西市中館。

申請地は、国道294号線の東側約330m、真岡鉄道真岡線折本駅の南側約900mに位置する土地です。

平成15年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

2番、灰塚字田端、田、宅地、89㎡、外2筆、合計3筆、合計面積556㎡、宅

地、住宅敷地、筑西市灰塚。

申請地は、国道 294 号線の西側約 1.5 k m、市立五所小学校の東側約 1.5 k m に位置する土地です。

平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されています。

3 番、谷永島字新田浦、畑、宅地、702 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 974 m<sup>2</sup>、宅地、農家住宅敷地、筑西市谷永島。

申請地は、県立協和特別支援学校の東側約 560m、JR 水戸線新治駅の南側約 1.8 k m に位置する土地です。

平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されています。

4 番、樋口字松下、畑、山林、82 m<sup>2</sup>、山林原野、山林、筑西市樋口。

申請地は、真岡鉄道真岡線ひぐち駅の北側約 1 k m、国道 294 号線の東側約 2.8 k m に位置する土地です。

平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されています。

5 番、小川字前原、畑、宅地、70 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 96 m<sup>2</sup>、宅地、住宅敷地、筑西市小川。

申請地は、JR 水戸線川島駅の北側約 1.2 k m、市立下館西中学校の西側約 1.7 k m に位置する土地です。

平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されています。

6 番、飯島字寺崎、畑、宅地、1,147 m<sup>2</sup>、宅地、住宅敷地、筑西市飯島  
申請地は、市立下館西中学校の東側約 1 k m、国道 50 号線の北側約 700m に位置する土地です。

平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されています。

以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、受付番号 1 番から調査委員の報告をお願いします。

高島敏男  
委員

2 番高島です。

非農地の 1 番、2 番、4 番を報告いたします。

いずれも先月の時点で、書類審査をして現地確認をして参りました。

1 番は、宅地の前が山林で、木を伐採して、住宅施設にするという案件でした。これは 22 年以上経過しています。

2番は、宅地の前の畑が築山になっていました。植木がありまして、これも25年以上経過しているということでした。

4番は、畑が原野になっていました。その原野を山林ということに変更する案件でした。これは27年経過ということで、3件とも書類に不備もなく、調査の結果、証明の発行は可能と思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいいたします。以上です。

議長

3番お願いします。

蓮沼俊男  
委員

23番、蓮沼が報告します。

本案件は5条で転用の許可を取り下げたものと同一なものであります。

申請人は地域の大規模農家でありまして、今回申請の内容を変えた理由は、当初は、いわゆる農業用倉庫を建てるということで、農地転用というふうに考えたのでありますけど、代理人の方から1月の総会は保留にしまして、今回、取り下げなんですけど、申請土地を塀に囲まれた宅地と一体的に利用されていて、今年には農業用倉庫で来年以降に乾燥機小屋をさらに建てたいということで、約20年以上、いわゆる宅地と一体的に利用されているからということで、今回の非農地証明の発行の申請をされたものであります。

12月の末に協和地区全員で現地調査をし、そのとき全員が非農地証明の発行は可能だということで確認したので、先月の協和地区の現地確認は行いませんでした。

以上です。皆様のさらなる審議をよろしくお願いいいたします。

議長

5番お願いします。

瀬端洋  
委員

21番瀬畑がご報告申し上げます。

先月25日、書類審査並びに現地調査を行いました。

書類に不備もなく、現地ももう20年以上、宅地駐車場というような状況で使われていたというようなことを確認することができました。

以上のことより、許可相当かと思われますけどもさらなる皆様方のご審議のほどよろしくお願いいいたします。以上です。

議長

6番お願いします。

大林富子  
委員

20番、大林です。

6番について報告いたします。

2月25日に書類審査及び現地確認調査を行いました。

現地の状況は、畑の一部は住宅敷地として利用されて、車庫のような小屋が建っていました。20年以上経過しており、航空写真等により、願出の内容が確認で

きるものでした。

従って、農地の証明は可能と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第73号 受付番号1番から6番を採決いたします。

議案第73号 受付番号1番から6番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員。よって議案第73号 受付番号1番から6番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第74号 「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 市村補佐より説明させます。

市村補佐 議案書の28ページをお願いいたします。

議案第74号、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について、令和7年3月11日提出、筑西市農業委員会会長、水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について、担当部署である農政課伊澤主任より説明がございました。

伊澤主任 農政課の伊澤と申します。よろしく申し上げます。それでは、議案第74号筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書につきまして、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

変更の内容につきましては、お手元の総会資料30ページの一覧表を基に説明させていただきます。また、各申出内容の位置図等を31ページ以降に掲載して

ございますので、必要に応じてご確認をお願いいたします。

それでは、上から順に読み上げて参ります。

1番、大阪府大阪府中央区道修町地内の事業計画者による舟生地内の畑2筆、合計3,315㎡での太陽光発電設備を目的とした除外申出となります。

2番、先ほどと同様の事業計画者となります。大阪府大阪府中央区道修町地内の事業計画者による舟生地内の畑3筆、合計2,726㎡での太陽光発電設備を目的とした除外申出となります。

3番、水戸市田谷町地内の事業計画者による舟生地内の畑、398㎡での自己住宅を目的とした除外申出となります。

4番、結城市結城地内の事業計画者による藤ヶ谷地内の畑、1,264㎡の内434.12㎡での自己住宅を目的とした除外申出となります。

5番、筑西市海老ヶ島地内の事業計画者による谷原地内の畑、479㎡での自己住宅を目的とした除外申出となります。

6番、常総市坂手町地内の事業計画者による小栗地内の畑、657㎡での作業所を目的とした除外申出となります。

以上、関城地区4件、明野地区1件、協和地区1件、合計6件の申出がありまして、このうち、「畑 8,009.12㎡」を農用地区域から除外する方向で検討しております。

なお、本会議以前に茨城県及び土地改良区等の関係機関との事前調整を済ませており、今回の農用地区域の変更(案)に対して、「同意の見込み」との意見をいただいていることを申し添えさせていただきます。

私からの説明は、以上となります。

議長 只今、事務局より説明がありました。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告をお願いいたします。

農政企画  
審議会  
蓮沼俊男  
委員長 本日1時10分より開催いたしました農政企画審議会において、「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議長 蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。  
議案第74号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。  
  
議案第74号を採決いたします。  
  
議案第74号は原案どおり、「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」を賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。よって、議案第74号は原案どおり、「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」を決定することに、決しました。  
  
次に、日程第4 報告第56号から第61号を、事務局より説明願います。

事務局長 中澤課長より説明させます。

中澤課長 私からは報告第56号から報告第61号までを一括してご説明させていただきます。  
  
初めに54ページをお開き願います。  
報告第56号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について  
令和7年3月11日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。  
次のページをお願いいたします。  
届出受理件数は4件でございます。  
これは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構による農地売買等の特例事業による所有権移転でございます。  
  
次に56ページをお開き願います。  
報告第57号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
令和7年3月11日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。  
次のページをお願いいたします。  
届出受理件数は1件で、市街化区域内における倉庫敷地への転用でございます。  
  
次に58ページをお開き願います。  
報告第58号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

令和7年3月11日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出受理件数は3件でございます。

これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、自己住宅1件、宅地分譲1件、太陽光発電設備1件でございます。

次に60ページをお願いいたします。

報告第59号 農地法第4条の制限除外について

令和7年3月11日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

移動届のありました件数は1件で、自ら耕作する農地の一部2アール未満の通作用進入路への転用でございます。

次に62ページをお願いいたします。

報告第60号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

令和7年3月11日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

63ページから78ページにかけて合意解約の通知のありました件数、69件でございます。

詳細の説明は省略させていただきます。

次に79ページをお願いいたします。

報告第61号 非農地判断について

令和7年3月11日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

非農地判断件数7件でございます。

対象農地につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員三人以上と事務局職員により現地調査を行い、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、または、対象となる土地の周辺の状況からみて、当該土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地であると判断したものでございます。

説明は以上でございます。

議 長

報告第56号から第61号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これを持ちまして令和6年度第12回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れ様でした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和7年3月11日

議 長

署名委員

署名委員